表5　平成28年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

| 番号 | 違反行為 | 処分内容 | 事案の概要 |
|---|---|---|---|
| 1 | 利害関係者から物品の贈与を受け、飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号、第6号、第5条第1項違反） | 停職3月（2人） | 国税庁の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係がある事業者から物品の贈与を1回（3,218円相当）受け、飲食の供応接待を2回（少なくとも1,500円相当）受けたほか、同事業者と利害関係がない期間において、同事業者から物品の贈与を3回（16,416円相当）受け、同事業者の口利きにより商品の割引を1回（7,085円相当）受け、同事業者を含む2事業者から飲食の供応接待を22回（少なくとも484,741円相当）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けたもの。<br>また、別の職員1人が、利害関係がない2事業者から飲食の供応接待を3回（少なくとも125,057円相当）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待を受けたもの。なお、当該職員については、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。 |
| 2 | 利害関係者から金銭の貸付けを受けた事案（倫理規程第3条第1項第2号違反） | 減給6月（1/10）（1人） | 国土交通省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係がある事業者から金銭の貸付けを少なくとも27回（合計92,000円）を受けたもの。 |
| 3 | 利害関係者から物品の贈与を受け、無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号、第4号、第6号違反） | 戒告（1人） | 国土交通省の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係がある事業者から、飲食の供応接待を1回（4,375円）受け、自己に係る費用を負担することなく同事業者とタクシーに3回同乗し無償で役務の提供を受け、物品の贈与（4,000円程度）を受けたもの。 |
| 4 | 利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号違反） | 免職（1人） | 国土交通省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係がある事業者から、有利便宜な取り計らいを得たいなどの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、7回にわたり、合計322,167円相当の飲食の供応接待を受けたもの（職員は収賄等の容疑で逮捕されている。）。<br>また、上記事業者を含む契約の相手方として利害関係がある2事業者から、飲食の供応接待を3回（合計1万数千円相当）受けたもの。<br>なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。 |
| 5 | 利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号違反） | 免職（1人） | 国土交通省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係がある事業者から、有利便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、2回にわたり、それぞれ額面金額100万円相当の商品券の贈与を受けたもの（職員は収賄等の容疑で逮捕されている。）。<br>なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。 |
| 6 | 利害関係者から供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号違反） | 免職（1人） | 農林水産省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係がある事業者から、有利便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、23回にわたり、合計178,546円相当の飲食及び宿泊の接待を受けたもの（職員は収賄等の容疑で逮捕されている。）。<br>なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。 |

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、８件で合計26人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

・利害関係者から物品の贈与及び飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第３条第１項第１号、第６号違反）１件１人
・利害関係者から物品の贈与を受け又は他の職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら当該利益の一部を受けたもの（倫理規程第３条第１項第１号、第７条第１項違反）１件14人
・利害関係者から無償で役務の提供を受けたもの（倫理規程第３条第１項第４号違反）２件２人
・利害関係者から飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第３条第１項第６号違反）３件３人
・利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けたもの（倫理規程第５条第１項違反）２件６人

㈱　上記矯正措置が講じられた事案には、１事案について調査結果報告が複数回行われた事案が含まれているため、その件数は、表４の「矯正措置件数」と一致しない（表４㈱４参照）

# 公　告

## 諸　事　項

### 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成29年７月４日　　徳島地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　徳島地方検察庁　平成29年第１号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年７月４日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成26年９月１日頃から平成27年５月26日頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
竹川縄文らが、無登録で貸金業（後記４⑴を参照）を営み、それぞれの被害者に対し、法定利息を超えた金利及び元本等を指定する銀行口座（同４⑵を参照）に振込入金させて金銭の交付を受けた行為
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項
⑴　被告人らが支給対象犯罪行為において使用した主な偽名

| | | | |
|---|---|---|---|
| ウエノ | トヨサキ | イシカワ | イチカワ |
| タカハシ | スズキ | タムラ | マーチのタムラ |

⑵　被害者に振込入金させるために使用された銀行口座のうち、検察官が既に把握している口座（五十音順）
銀行（支店）名、口座名義、口座番号の順に記載

| | | |
|---|---|---|
| 埼玉りそな銀行川口支店 | 芳賀　美晴 | 6062651 |
| じぶん銀行むらさき支店 | 太内田　綾 | 3918823 |
| 住信ＳＢＩネット銀行イチゴ支店 | 石田　胤樹 | 5428294 |
| 住信ＳＢＩネット銀行イチゴ支店 | 芳賀　美晴 | 5938483 |
| 住信ＳＢＩネット銀行ブドウ支店 | 伊藤　隼斗 | 5354303 |
| 住信ＳＢＩネット銀行ブドウ支店 | 齋藤　岳夫 | 5854010 |
| 住信ＳＢＩネット銀行ミカン支店 | 中瀬　広美 | 5602812 |
| 住信ＳＢＩネット銀行ミカン支店 | 森田　亮佑 | 6029546 |
| 住信ＳＢＩネット銀行リンゴ支店 | 熱田　祐士 | 5064498 |
| 住信ＳＢＩネット銀行リンゴ支店 | 岩井　武彦 | 5495070 |
| 住信ＳＢＩネット銀行リンゴ支店 | 澤村　廣光 | 5765962 |
| 住信ＳＢＩネット銀行レモン支店 | 桐村　勇次 | 5367781 |
| 住信ＳＢＩネット銀行レモン支店 | 眞加井公一 | 5436816 |
| セブン銀行マーガレット支店 | 古沢由紀子 | 1365127 |
| ソニー銀行本店営業部 | 太内田　綾 | 4521760 |
| 東京中央農業協同組合芦花支店 | 三浦　幸雄 | 0016681 |
| 南駿農業協同組合光長寺前支店 | 相原　雄太 | 0029512 |
| 三井住友銀行関目支店 | 中村　省吾 | 6732942 |